

港湾手続関係業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務） に係る業務・システムの見直し方針（概要）

対象範囲

船舶が入出港する際に、船会社又は船舶代理店等が通常必要となる港湾手続関係業務のうち、国土交通省が所管する以下の法令等に基づく業務及びこれら業務を処理する港湾 EDI システムとする。

- ・ 港則法（昭和 23 年法律第 174 号）
- ・ 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）
- ・ 海上交通安全法（昭和 47 年法律第 115 号）
- ・ 船舶油濁損害賠償保障法（昭和 50 年法律第 95 号）
- ・ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号）

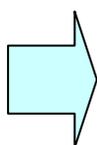
最適化の基本理念

最適化計画の策定にあたっては、①国際標準への準拠、②申請者の視点での検討、③業務・システム双方の見直し、④セキュリティ、セーフティとの両立を基本理念とし、取り組む。

主な現状、課題と見直し方針

<主な現状、課題>

- ① 利用者の負担を最小のものとする観点からの手続の見直し及び申請項目の削減
- ② 同種手続及び情報の反復申請の回避
- ③ 業務時間外における対応



<見直し方針>

- ① ・ 入出港届等の FAL 条約対象手続について、港湾法の改正等により関係府省共通の FAL 様式を採用。
・ FAL 条約対象手続以外の入港前諸手続についても、項目を大幅に簡素化し、共通様式化。
・ 港則法の改正により、夜間入港規制を廃止。
- ② ・ 他省庁システムとの有機的な連携等を通じて、船舶基本情報、船舶運航情報等の申請情報のデータベース化、入力途中でのデータの一時保存機能の付加等を通じて、異なる利用者により申請される場合を含め、同種手続及び情報の反復申請に対する負荷を極小化。
- ③ ・ 行政判断に基づく処分を要しない届出等の手続について、可能な限り 24 時間 365 日対応の自動応答システムを構築。

最適化計画の策定

平成 17 年 12 月を目途に、港湾手続関係業務・システム最適化計画を策定する。